

会議録

会議の名称	第7回茨木市こども育成支援会議
開催日時	平成26年8月1日(金) 午後6時30分～8時30分
開催場所	福祉文化会館202号室
出席委員	岡本委員、木下委員、古賀委員、古座岩委員、敷知委員、城谷委員、下田平委員、高山委員、平田委員、福田委員、前田委員、松藤委員、三角委員(五十音順)
欠席委員	奥本委員、金山委員、田中委員、鳥居委員、宮武委員、米田委員(五十音順)
事務局	楚和副市長、佐藤こども育成部長、岡こども政策課長、戸田こども政策課参事、東井こども政策課長代理、岡こども政策課給付支援係長、平林子育て支援課長、水嶋子育て支援総合センター所長、中井保育幼稚園課長、西川保育幼稚園課参事、小西保育幼稚園課参事、吉田保育幼稚園課長代理、島本学童保育課長、柳生学童保育課参事、山本福祉指導監査課長、北達保健医療課長、小島青少年課長、小川学校教育推進課長、越智教育センター所長
案件	(1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について (2) 保育の必要性の認定基準について (3) 量の見込みについて (4) 市立幼稚園のあり方について (5) 各団体等との意見交換報告について (6) 学童保育に関するニーズ調査について
配布資料	<p>■資料1_子ども・子育て支援新制度における利用者負担について(案) <幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業></p> <p>■資料2_子ども・子育て支援新制度における利用者負担について(案) <学童保育></p> <p>■資料3_保育の必要性の認定基準について</p> <p>■資料4_ 4-4 3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育) 5-6 病児・病後児保育事業</p> <p>■資料5_市立幼稚園のあり方について(案)</p> <p>■資料6_ヒアリング要点録</p> <p>※前回資料 [資料6_ヒアリング要点録]</p> <p>■当日資料1_茨木市役所職員 育児休業・看護休暇取得状況</p> <p>■当日資料2_事前意見・提案について(奥本委員)</p> <p>■当日資料3_茨木市立幼稚園のあり方について</p> <p>※前回資料 [当日資料4_学童保育に関するニーズ調査について報告書]</p>

発言者	発言内容
司 会 岡課長	<p>ご案内の時間になりましたので、ただ今から第7回子ども育成支援会議を始めたいと思います。本日は大変ご多用のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、副市長楚和から一言ごあいさつ申し上げます。</p>
楚和副市長	<p>皆さん、こんばんは。大変暑い中、またご多用な中、参加いただき大変ありがとうございます。今日の案件でございますが、子ども・子育て支援新制度における保育所、幼稚園、学童保育等の利用者負担の考え方、また保育の必要性の認定基準、公立幼稚園の今後のあり方などについて、ご審議いただきたく考えております。委員の皆様から多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、会議に先立ちましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。</p>
司 会 岡課長	<p>次に、本日の委員の出席状況ですが、ご欠席のご連絡を頂いておりますのは、金山委員、米田委員、鳥居委員、奥本委員、田中委員、それから宮武委員となっております。松藤委員につきましては遅れてご参加いただけるということでご連絡をいただいております。よって半数以上の委員に出席していただいておりますので、会議は成立しております。なお、この会議の進行につきましては、茨木市こども育成支援会議条例の規定によりまして福田会長にお任せすることになっております。では会長、よろしくお願いいたします。</p>
福田会長	<p>それでは第7回目の茨木市こども育成支援会議を進めさせていただきたいと思っております。今月だけでこども育成支援会議は3回ございます。案件もたくさんございますので、どうぞ活発なご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>まず審議に入ります前に、いくつか確認させていただきたい事項がございますので、よろしくお願いいたします。一点目は前回会議終了後に金山委員からご提案がございました。会議が長引いてしまうことが多いのですが、会議時間中に他の用事がある場合、途中退席してもいいのではないかとのご意見をいただいております。私も賛成でございます。1回あたりの会議全体の時間については2時間をめどに進めてまいります。会議進行中に他の用事がある場合は、静かに退室していただいても結構かと考えておりますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p> <p>特にお子さんをお持ちのお母さん方もいらっしゃると思いますので、夜の会議になると、先の予定もあるかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次に、第6回こども育成支援会議の会議録の確認についてお願いしたいと思います。事前に事務局から、各委員へ会議録を送付させていただいておりますが、特に修正等のご意見はございませんでした。会議録について何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p>

	<p>【意見なし】</p> <p>よろしいでしょうか。それではこれをもちまして第6回の会議録を確定させていただきたいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>次に前回会議で木下委員から茨木市役所職員(男性)の育児休業と看護休暇の取得状況についてご質問がありました。その件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 東井課長代理	<p>木下委員から前回ご質問がございました。当日資料を机の上に配布させていただいております。その中の当日資料1と記載のある、1枚もののペーパーをご覧ください。</p> <p>茨木市役所の職員(男性)の育児休業、それから看護休暇の取得状況ということで、まとめております。まず、平成25年度の育児休業の取得状況でございます。取得者が一人おりまして、男性34歳で第1子目のお子さんの育児休業ということで、取得期間が平成25年7月22日から26年の7月9日まで取得しております。育児休業の取得の対象者が36人おりますので、取得率が2.8%という状況です。なお米印でもお伝えしておりますけれども、平成19年から24年度の育児休業の取得者はゼロという状況でございます。</p> <p>続いて平成23年から25年度、看護休暇の取得状況でございます。平成23年度の対象者数は、男性が323人、取得者数が75人、取得率が23.2%となっており、女性の方が対象者165人、取得者が88人、取得率が53.3%で、全体では対象者488人、取得者数が163人、取得率が33.4%となっております。平成24年度の対象者数は、男性が321人、取得者数が78人、取得率が24.3%、女性の対象者数が161人、取得者数が85人、取得率が52.8%、全体で対象者数が482人、取得者数が163人、取得率が33.8%となっております。平成25年度の対象者数は、男性が318人、取得者数が81人、取得率が25.5%、女性が対象者数161人、取得者数84人、取得率が52.2%、全体で対象者数が479人、取得者数が165人、取得率が34.4%という数字の状況となっており、ここ3年間は男性が微増しております、女性の取得率が若干下がっている状況で、全体としてみますと、若干増えている状況でございます。以上です。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。木下委員、お願いします。</p>
木下委員	<p>きちんとお答えいただきまして本当にありがとうございます。2.8%、国の平均よりも上回って、素晴らしい数字だと思いますが、36人中1人という状況を見ると、やはりその方が居なければゼロですので、34歳の方が1年間取られたということで素晴らしいことだなと思います。ただやはり取りにくい状況です。男性が育児に関わるという環境が、要は足元の部分のところで、企業うんぬんに関わらず、根元のところから難しい状況であるということです。やはり育児期間、看護休暇についても女性の方の負担が多くなっているというところは、そういう風土か、何かあるのかなというところです。ちなみにこれは対象となる方の</p>

	条件は何なのですか。対象者数となっているのですが、これは何を以て対象者となるのですか。
事務局 岡課長	これは平成 25 年度に子どもを持ち、育児休業を取れる条件にある人のうち、何人実際に取ったかというものです。下の看護休暇も一緒に、対象となる子どもを持つ職員で、どれだけ取ったかということです。
木下委員	1 年間、子どもが元気だったから取らなかったということですよ。
事務局 岡課長	下はそうです。誰が休んだかという話もあったので、ちょっと参考にさせていただきます。
木下委員	平成 19 年度から 24 年度までは、話が戻ってしまいますけど、育児休業取得者数がゼロだったということも含めて、女性の育児休業取得も非常に減っている傾向が国の統計などにも出ているようなので、改めて見直すところもあるのかなという気持ちです。短い時間で調べていただきましてありがとうございます。
福田会長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それではお手元の次第に従いまして、議案の審議に入らせていただきたいと思います。本日は三つの案件がございます。まず一つ目ですが、子ども・子育て支援新制度における利用者負担について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 中井課長	<p>それでは子ども子育て支援新制度における利用者負担について、資料を用いましてご説明させていただきたいと思います。たくさん資料になるのですが、お手元にご配布してあります資料 1-1 と、それから資料 1-2、それから資料 1-3 を使ってご説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず、資料 1-1、「新制度の利用者負担について」の項目ですが、新制度における利用者負担については、世帯の所得状況、それからその他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者の負担水準をもとに、国が定める基準を限度として、市町村が定めることとなっております。先ごろ、国の水準が示され、それが(2)に書いている表になります。認定区分を上から順番に申し上げます。1号認定の方、これは3歳以上の教育のみを必要とするご家庭です。こちらは国の考え方としては現行の平均負担水準を基本とするということを示されています。それから次に下になりまして2号認定、こちらの方については3歳以上で保育が必要な子どもがいる家庭になります。国の水準の考え方としては、現行の保育制度の利用者負担を基本とするという形になっています。ここで3号にもあるのですが、短時間というところがございます。こちらの方については、下の米印のところに標準時間、短時間の説明を入れさせていただいております。標準時間については主にフルタイム就労を想定して、利用可能な時間は11時間という形になっています。短時間につきましてはパートタイム就労を想定したもので、利用可能な時間帯は8時間という形になっています。もう一度表に戻っていただきまして、2号、3号のところについては、それぞれ標準時間と短時間というものが定められております。2号認定の短時間の保育料につきましては、標準時間の98.3%を基本とするという形で示されております。</p> <p>次に3号認定については、0～2歳の保育が必要な子どもでございまして、国の水準の考え方については、2号認定の子どもと同じような状況になっておりま</p>

す。これを資料1-3、A3サイズの資料をご覧いただきたいのですが、具体的な金額が示されており、左から1号認定、2号認定、3号認定という形で世帯の所得状況に応じた形で基準となる保育料が示されています。

それでは資料1-1に戻っていただき、次に茨木市における利用者負担の現状について、少しご説明をさせていただきたいと思います。まず、幼稚園につきましては、市立幼稚園の保育料は、昭和53年以降、保育料問題懇談会におきまして運営経費にしめる利用者負担の割合は3分の1程度が望ましいということにされていたのですが、近隣各市の保育料を考慮いたしまして、現在は4分の1程度で設定しております。一方、私立の幼稚園については、各設置者において保育料を設定されているところです。

一方、保育所につきましても、昭和57年以降、保育所保育料に関する懇談会の答申を受け、国の徴収基準額の、ここでは平均75%と書いていますが、75%は平均ではありません。申し訳ありません。75%という保護者負担と市の経費負担の間において推移してきており、その負担割合は妥当であると考えられています。このように茨木市の保育料は、それぞれの考え方に基づいて設定されていますが、新たに新制度に移行するにあたり、国の基準が示されておりますので、一定・利用者負担の考え方について整理する必要があると考えております。

その利用者負担を考えるにあたり、茨木市として留意しなければならない点を資料の(2)に示させていただいています。具体的には先ほども触れましたが、新制度では、国の基準を上限として、各市町村における現状の費用実態や、現行の利用者負担の水準を踏まえて設定することとなっております。幼稚園につきましては運営経費に占める利用者負担の割合は、現状は4分の1程度に設定している保育料でありますとか、私立は独自で保育料を設定されておりますので、公私立のバランスに配慮する必要があること。それから保育所につきましては、利用者負担の割合は国の基準の75%ということに定めております。そういったことや現状の費用実態を踏まえた検討が必要になると思っております。また新制度におきましては、質の改善という部分も考慮され、公定価格の方も設定されておりますので、平成29年度、消費税が10%にアップした際には、そのような加算の項目が追加される予定になっているところです。

現状の幼稚園の保育料につきましては、それぞれの所得状況に応じた保育料で設定をしておりませんので、歳児ごとに一律の保育料を課している状況になります。公立で申し上げますと、公立の場合は4歳、5歳は一緒ですが、月額一律1万円という状況になっています。新制度に移行しますと、所得状況に応じて保育料を設定することになりますので、応能負担の考え方を導入しなければならないということになっていきます。それは一定、どういう形で応能負担を設定していくのがいいのかということで検討しておりますので、また資料でお示しをさせていただきたいと思います。

資料の裏面をご覧ください。3番の項目ですが、「幼稚園の利用者負担について」ということで、まず市立の幼稚園の保護者負担の割合をこちらの方に示させていただいております。平成23年度から25年度までを記載しており、25年度で申し

上げますと、総事業費が5億7,135万7,973円ということになっておりまして、市の負担が約4億4,000万、負担割合が76.4%、保護者の負担が約1億3,000万円ということで、23.6%という形になっています。これを仮に国の基準の75%でそれぞれの階層を置いてみたらどうなるかということで示したものが、その一番下に書いています国基準の75%というものでございます。

総事業費で約5億7,000万円程度、市の負担が約4億で、負担率が70.9%、保護者の負担が約1億7,000万円で負担割合が29.1%という形になっています。また23～25年度をここでお示しをさせていただいているのですが、平成15年～22年度につきまして、保護者の負担割合というものは21～29%の間で推移しているような状況にございます。

次に私立の幼稚園の保護者補助金の負担割合ということで、国の示している現行の利用者負担基準額のイメージにつきましては、全国の私立幼稚園の保育料の平均から幼稚園の就園奨励費という補助金の単価を差し引いたものが示されています。茨木市の方では、公私間の保育料の差を埋めるために、就園奨励費に上乗せを致しまして保護者補助金というものを助成しております。過去3か年の国基準の利用者負担総額に対する保護者補助金の負担割合は、25.8%であり、その保護者補助金の部分を引きますと、実質的な保護者の負担は74.2%という状況になっております。それをお示ししましたのが下の平成23～25年度、それから3年平均という形で示させていただいております。

そこで幼稚園の1号認定の保育料の設定についての考え方ですが、仮に保育所保育料を参考に、国が示す基準の75%とした場合、市立幼稚園では保護者の負担割合は総事業費の、ここは約28%と書いていますが、先ほどの約29%になります。申し訳ありません。約29%となりまして、保育料問題懇談会で妥当とされている3分の1から現状の負担割合4分の1の範囲内となりまして、おおむね適正な範囲と考えられます。また私立幼稚園の方におきましても、利用者負担総額に対する実質的な負担、先ほどの茨木市独自で行っている保護者補助金を控除した後の負担ですが、約75%となっていること、また、このたび新制度に移行するにあたり、施設型給付という形になり、保育所も幼稚園も共通の財政支援を受けることとなりますので、保育所との整合性を図る観点からも、統一的な考え方が望ましいと思っており、幼稚園の利用者負担については、国の基準の75%とすることが妥当であると考えております。

平成27年度の保育料につきましては、幼稚園は先ほどご説明しましたとおり国の示す基準の75%。それから保育所、これは2号、3号認定の子どもですが、こちらの方は国の示す基準の75%、現行の75%をそのまま利用させていただきたいと考えています。認定こども園につきましては、1号認定の子どもの保育料と、それから2号、3号で決めました保育料の組み合わせで対応してまいりたいと考えています。こういう形にしますと、公立幼稚園の方は保育料が上がるようになりますので、一定の期間、経過措置を設けてまいりたいと考えています。

それから次に地域型保育事業の保育料につきましては、設備等の基準、これが認可保育所と比較して若干緩和されている部分もございまして、園庭の確保や行

事の実施が困難な実状を踏まえまして検討していく必要があると考えています。

来年度につきましては、先ほど申し上げました幼稚園、保育所ともに国の基準の75%という形で実施をさせていただきたいと考えておりますが、今後の利用者負担、6番のところですが、今後の利用者負担につきましては、子育てをするすべての家庭に対して子育て支援となる保育サービスの提供と、継続的な教育、保育の質を確保するために、利用と負担の公平性を担保した、適切な利用者負担が必要であると考えておりますので、一定の時期に保育料の見直しをさせていただきたいと考えております。

引き続き説明させていただきます。

では、次に資料1-2をご覧ください。先ほど少しお話をさせていただきました、利用と負担の公平性を担保した適切な利用者負担という部分を、どういう形で求めていったらいいのかと考えましたのがこちらの資料になります。まず2の量の見込みというところですが、こちらがニーズ調査の結果でございます。(1)の方に保育を必要とする子どもの3歳以上、2号認定の子どものニーズ調査の結果をこちらの方に書いております。平成27年度については3,037人という子どもの保育が必要になるのですが、右側の現行の定員、これが2,701人ということになり、不足している数字は336人という数を今後、何らかの形で充足していく必要となっております。28年度以降、252人、183人という形で不足数が発生してくるという状況になっています。

次に(2)番ですが、3号認定の子どもでございます。0～2歳の保育の必要な子どもという形になります。ニーズ調査の結果では、平成27年度、0歳児においては660人という数が出てきています。1歳、2歳については2,149人で、合計いたしますと2,809人という数字が出てきています。これに対しまして現在の定員ですが、0歳児が427人で、H27年度に不足する数が233人という数字になります。1歳、2歳におきましては定員が1,462人ということになりますので、687人が不足です。合計でいいますと1,889人の定員に対して不足が920人という形になっております。

このニーズ調査の結果を受けまして、不足する保育の受け皿を茨木市の確保方策として、どういったものが考えられるのか、いくつかの案を出しましたのが3の「本市の対応」というところになります。想定される案としては、まずは市立幼稚園の認定こども園化を実施する。二つ目としては既存の私立保育所の定員増をお願いする。三つ目といたしましては、私立幼稚園と協議のもと、認定こども園化を積極的に推進する。四つ目として0～2歳児におけるニーズの確保策として、小規模保育事業の拡充を図る。五つ目として既存の保育所の建て替えを視野に入れて、合わせて定員増を検討する。それから六つ目として認定こども園の新設を検討する。こういった案が考えられるのではないかと考えています。

こういったことを実際に行いまして、仮にニーズの不足分が保育所の方に入所できたという形にしたときに、市、それから保護者、国の負担がそれぞれどういう形になるのかということをお示ししたものが、4の(1)でお示ししている表でございます。

平成 25 年度については総事業費で約 44 億円、それから市負担の方が約 15 億円、負担率が 34.5%。それから保護者の負担の方が約 10 億円で、負担率が 24%。国、府負担額が約 18 億円で、負担率が 41.5%という状況になっています。それから 26 年度以降は定員に応じて子どもたちの数が増えていって、29 年度については総事業費が約 69 億円ということになり、市負担が約 24 億円で 35.2%。保護者の負担が約 15 億円、負担率が 22.1%。国、府の負担金額が約 29 億円となり、負担率が 42.7%という状況になっております。この表から平成 29 年度には新制度における質の改善というものが一定確保されていくこととなりますので、事業費総額としては増え、一方で保護者の方の負担率は減るような状況になっているということがみてとれます。

次に裏面に移っていただきまして、上に書いていますのが、それをグラフにしたものがこういう形になっています。茨木市としましては、利用と負担の公平性の観点に立ちまして、平成 25 年度に保護者の方に負担をしていただいている負担率、24%というものを今後においても維持していただきたいと考えております。現状、平成 29 年度には質の改善が図られますので、その 29 年度に向けてその 24%になるには、国の基準の何%にしたら、保護者の負担の割合が 24%になるのかということを示したのがこの表になります。この表で見えていきますと、76%から順番に追いかけていっているのですけれども、結果といたしましては国基準の 80%におきまして、保護者の方の負担率が 23.6%になると。それから 24%ということで求めますと 82%ということになってしまうのですが、この 80%の 23.6%でお願いできないかなと考えているところです。保護者の負担割合を国の基準額の 75%から 80%に引き上げることで、現行の負担率に近づき、そこで負担いただいた財源をもとに子ども・子育ての支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

実際に保護者のそれぞれの負担額がどう変わっていくのかということ、また A 3 の大きな資料でお示ししておりますので、そちらの方を参考にさせていただきたいと思っております。1 ページ目は先ほどの国の基準額になっております。2 ページ目につきましては、幼稚園の 1 号認定の子どもの利用者負担のイメージになります。左肩が平成 26 年度の保育料で、27 年、28 年度について、幼稚園については 75%ということでも置かせていただきまして、公立幼稚園については経過措置ということで現行の保育料と 75%の単価のどちらか安い方を採用させていただきたいと考えているのが、こちらです。平成 29 年度につきましては 80%ということになりまして、こちらの利用者負担となります。

それから次のページが保育所の 2 号、3 号のイメージでございます。同様に平成 26 年度、左肩に現行を置きまして、真ん中に 27、28 年度、それから右肩に 29 年度、80%という形で置いております。最後のページは認定こども園になりまして、先ほどご説明しました幼稚園の 1 号認定とそれから保育所の 2 号、3 号、これを組み合わせた形でそれぞれの年度を書いております。説明の方は以上です。

福田会長

はい、ありがとうございます。大事な利用者負担の説明ということでしたが、いくつか課題を設定するならば、資料 1-1 の部分でいいかと裏面になります

	<p>が、平成 27 年度の保育料についてこのような形でというところ、それから資料 1－2 の部分でいいますと 3 番。費用の見込みに対してどう対応していくのかという、本市の対応についてという部分。それからこれまでの話を統合した場合、資料 1－2 の裏になります、具体的な保護者の負担率のパーセンテージをどうしていくのかというところ。それから具体的には引き上げていきたいと言っておられますが、それで具体的に子ども・子育て支援の充実を図りたいという内容で、資料 1－3 がその具体的な数字ということになるかと思えます。委員の皆さんからご意見いただければと思います。いかがでしょうか。よろしくお願いします。木下委員どうぞ。</p>
木下委員	<p>ちょっと教えてください。まず資料 1－1 の裏面、25 年度の国の基準の 75% に合わせた場合の総事業費がイコールになっていますが、これはイコールの考え方でそのままにしてよろしいものなのでしょうか。要は何かしなくてはいけないのですよね。いろいろしなくてはいけないのに、事業費が全くイコールのままパーセンテージを出して、本当にそれでいいのかなということが素朴な疑問です。1 人当たりいくら払うのかということをご説明いただいたので分かったのですが、少しまとめて言います。資料 1－2 の 4 番、市の負担額は増大し、5 億円。これはどこで吸収するのですか。市民が吸収するのですか。それとも府なり、国なりが援助、支援をやるものなのでしょうか。3 の、ちょっと戻りますが、事業費、本市の対応についていろいろ書いていただいています、これの事業費はどれぐらいで見積もっているのですか。これを実際に行うとしたら。それは当然翌年、26 年度以降の総事業費に、応分に負担させていくものではないのかなというのが素朴な感想です。</p> <p>あとこれは子どもを増やしたいのですか、子どもはこのままでいいのですか。子どもの数は。この制度を充実させることによって、1 人だった子が 2 人欲しいとか、子どもはいらなくても、やっぱり産み育てたいという方を勘案してないのかなと、この数字の見積もりのところは、子どもを増やしたいのかな、増やすとしたらこの数字の見積もりでいいのかなと、その見積もりのところですね。将来像の中で、現行の制度の推移の中で積算をされているのですが、それが市の方で今考えていらっしゃるビジョンの中で、子どもはどれぐらい増えたらいいのかなというのが、この中に市の将来像としてあるのかなということが素朴な疑問です。私の方からは以上です。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。3 点ご質問があったかと思えます。</p>
事務局 岡課長	<p>順不同になりますが、お答えします。最後の子どもの増を望んでいないのかという話のところ。資料 1－2 でお示ししています大きな 2 番の量の見込みといえますのは、少し説明が不十分だったかもしれません。昨年 12 月に実施しましたニーズ調査の結果、今、ご利用いただいているサービスと、さらに今後利用したいという、潜在的なニーズと言っていますが、そこを含めて、今後、茨木市ではどれだけの、就学前のお子さんの保育の需要があるかということ、前回お示しをしたところです。</p> <p>説明が前後になりますが、この後、0 歳児の見込みの修正をすることになるの</p>

	<p>ですが、その修正後の数がこれで、いわゆる茨木市の抽出調査ですが、それに該当していた方の保育ニーズというものを勘案すると、こういうようになります。ですので、いやもっと子どもも増やしたいとか、そういう市の恣意的な意向は入っていません。皆さんのニーズを反映したらこうなるということになっております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。では引き続きよろしく願いいたします。</p>
事務局 中井課長	<p>まず市立幼稚園の保護者の負担割合というところでは平成25年度の事業費、先ほど申しました、公立幼稚園は一律で1万円という保育料を徴収していますので、その公立の保育料を国の示した基準の75%でもらったらどうなるかというシミュレーションをただけの表になっています。ですから、25年の事業費の実績に対して、新たな保育料の考え方である国の基準の75%で入ってきたらどういう形になるのかということを示したものです。ですので、事業費としては25年度の事業費と同じものになっています。</p> <p>それから次に、今こういう負担が考えられるということで、本市の対応の部分でお示した確保方策の経費がどれぐらいになるのかということです。これも今まだ具体的な検討を行ったわけではないのですが、仮にこういうことをしたらどれぐらいになるかなということ試算をしております。それで申し上げますと、やはり7億後半の数字になってくると思っております。</p>
木下委員	<p>その7億というのは、4番でいう5億とは別の7億ですか。</p>
事務局 中井課長	<p>そうです。別に要するという事です。先ほど市の5億については、それぞれ市の負担割合というものが決まっています、これは単純に市の負担が上がるということの金額でございます。</p>
敷知委員	<p>市の負担が上がることに對して、市がどこからお金を持ってくるのかということについては。</p>
木下委員	<p>保護者負担は減るのかもしれないですが、市民税が上がるのかなとか、どこからお金が来るのですか。</p> <p>ということは市民の方にどれだけ理解をいただかなければいけないかという、要はここで今、明確なお金が出ている以上、市民の方にこの方式をどうやって理解いただくかということになってくる。要は市で負担をするのか、市民が負担をするのか、府がやるのか、国がやるのか。保護者負担が減っている。じゃあ、普通は事業者負担だ、という考え方を市民の方がいらっしゃるだろう。市民の方のご理解を得にくい事業計画になってしまうのではないかな、ということが一番大きい。それが見積もりの中に入っていないで、数字の話がどんどん進んでいて、割合の話しかしていないので、ちょっと75%という数字は、これは国が決めた割合の話であって、実質負担額の話ではないわけです。</p> <p>僕もまだ保育園に子どもがいる子育て世代ですが、生活保護世帯、要は区分が違いますよね。その収入によって。今後5年間でこの割合はどんなふうが変わってくるのかということまで見積もっているのか。要は5年前のこの割合、収入と、今後5年間でここに入ってくるお金は、景気が良くなった、良くなったと言</p>

	われながら実質感がない現状でいったら、この数字はやはりそれを見込んで入っているのかなというのが素朴な疑問です。
事務局 中井課長	それは見込んでいないです。
木下委員	75%は国が言っているのですが、それを何とか、ということがまず基準になるということはよく分かるのですが、茨木市の実態として考えたときに、どうなのだろうな、というのは、今説明を聞いていて素朴な疑問としてあります。
事務局 中井課長	その75%というのは、国が示した金額、国が75%と言っているのではなくて、国が示した基準を上限に、各市町村の実情に合わせた形で、茨木市は75%ですが、他市においては80%であったり70%であったりというふうに、それぞれの費用実態に合わせて決めていらっしゃると思います。茨木市の場合はこれまで75%、いくつかの懇談会の中でそれが適正であるとなっていて、それを踏襲しておりますので、現行、保育所の負担額としては75%という形を取っています。
福田会長	ありがとうございます。木下さん、よろしいですか。
木下委員	ありがとうございます。
福田会長	ありがとうございました。他いかがでしょうか。平田委員、どうぞ。
平田委員	資料1-2ですが、本市の対応といったところで、市立幼稚園の認定こども園化を実施するとなっています。これは決定ですか。これについてはいろいろなことを具体的に検討しないと無理だと思うのです。言葉は悪いのですが、はっきり言いまして、やはりこども園というのは保育プラス教育ですよね。その教育というものがどの程度できるのか。それと公立の職員の方、年齢的に、大変申し訳ないですが、保育所の場合、10年前に保育課の課長にお聞きしたのですが、30代が3名とおっしゃっていました。あとは皆、年配の方です。そういう現状で指導ができるかということなのです。それから、現在は2年保育ですが、これをせめて3年保育にもっていかないと、私自身、経験上から無理です。就学前の1年では、到底指導は無理です。それと2週間ほど前に文科省の方から小学校1年生の算数、国語も幼稚園、保育園の方で実施するような内容が新聞に出ていました。そうすると、やはりきちんとしたカリキュラムを立てて、指導者もきちんとした人を入れられないことには、看板だけこども園と揚げても無理だと思うのです。そういうところでも、費用の面でも、今カリキュラムの面も出ていましたけれど、全くいくらかかるのか、やはり設備も替えなければ駄目だし、それからこども園にすると教材も必要となってくると思います。人材も必要です。そういうところでもっともっと検討されないと到底無理だと思うのです。やはりそういうところで、そんな無理なことに挑戦しなくても、もう少し私立の保育園なり幼稚園の方と話し合っ、具体的に茨木市自身、どうすればいいのという話し合いがなぜできないのかなと私は思うのです。今の状態で、私の立場ですけれど。勝手にこうします、ああしますとお金をいくら使ってもきりが無いと思うのです。やはり成果が上がらないと、そういうところでもう少し検討していただきたいなと思います。
福田会長	ありがとうございます。平田委員のご意見は十分受け止めながら、今回議案の

	<p>中の4番目に市立幼稚園のあり方について議論する時間がありますので、またそこでもご意見を引き続きいただければと思います。よろしく願いいたします。他いかがでしょうか。敷知委員どうぞ。</p>
敷知委員	<p>利用者の負担についてですが、これは幼稚園、保育園、こども園に払う授業料的な料金であると思います。市立の幼稚園というのは今、保護者の人が自分で送り迎えしないといけないと思うのですが、私立ですとバスで送り迎えしてくれるので、利用者負担を考えると、へき地といいますか、山の方に住んでいる人だったら、公共交通機関を使う費用とかも負担になりますので、そのあたりを公平に、今後こういう取り組みをされることになるのか、そのあたりを費用として計上すべきだと思いますが、どうでしょうか。</p>
福田会長	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
事務局 中井課長	<p>今現在も私立幼稚園では、バスの停留ポイントを設けて回られているのですが、ここでいいますのは、いわゆる純粋な保育料の部分だけで、バスの運行とか、バスでの通園の上乗せ・実費の部分というものは別途定めることができます。園の方で保護者の方に事前に説明をされて、同意をされてという契約の中で、事前説明をすればこの金額に上乗せをして設定していいということになっております。その部分は各園の取り組みの特色であったりとか、それからバスの運賃のお金であったりとか、それぞれの私立の幼稚園で説明をされて、金額を提示されると思います。</p>
敷知委員	<p>市立の幼稚園に行きたいけども、バスでかなり時間がかかってしか行けない場合には断念して近くの保育園に入れないといけないケースも出てくるかと思えます。そうしたときに新しくこども園とか、制度を作るときに、そういう方たちに公平に、利用者の利用料を公平に所得で按分して設定されるのに、距離で不公平感が出るということが保護者に納得できるものなのか。そこも考慮してあげないと、遠方だからそれは自分で交通費を払って行かせてくださいね、というのは説得することが難しい話だと思います。</p>
福田会長	<p>よろしいですか。考え方としていろいろあるかなと思います。ライフスタイルをどう捉えていくのかということは、幼稚園、保育所の身近なところに住むという選択もあるでしょうし、茨木市は割と明確に、北の方になってくるとなかなかそういう、いわゆるいろいろな社会資源へのアクセスという部分では、元からちょっと難しいということがあるのかなというところがあって、そこは多分生活している方々の選択になってくると思いますので、そういう意味で言うと少し遠いという部分も前提としながら住まれている部分もきっとあるのかなと思います。なので、遠いものだからそこも含めて負担していきますよとなってくると、またちょっとこれまではない考え方になってきて、なかなか北の方は難しい部分もあるかと思えます。</p>
敷知委員	<p>住む方の勝手だと言われたらそれまでなのですが、それが今回のこどものこの会議で、そういう山の方に住まれている方にも優しい考え方で議論しないと、私たちは外されているというニーズになってしまうのではないかなと思います。</p>

福田会長	そういう意味ではないと思います。やはりどれだけ人が住んでいるかによって社会資源の集中とかに関わってくると思うのです。
敷知委員	それはそうです。
福田会長	そうですよね。ですので、それを前提とする部分というのが一定出てくるしかないのかなという…。
敷知委員	だから全額交通費補助ではなくて、そういうところに対してもある程度所得で利用料を変えることができるならば、距離でその負担額を調整することも可能だと思います。茨木市に住んでいて、同じ市民税を払っているのに、私はバス代を高く払って子どもを幼稚園まで送らないといけないとか、そういう不公平感が出るようなことではなくて、少しそのあたりも考慮した料金設定ができればいいのかなと思います。意見でした。
福田会長	<p>ありがとうございます。一つのご意見として伺いながら、また事務局の方で検討していただければなと思います。ありがとうございました。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>一応、今回のポイントとしましては、先ほど申し上げましたように、平成27年度の保育料を、資料1-1の4のような方向性でやっていきたいということ。それから本市の対応について、1-2の3の部分についてですが、先ほど平田委員からもいただきましたし、事務局のご意見も含めて、これからどう対応していくのか。どういった方向性でということと、合わせて多分この会議では引き続き検討していくことが可能な部分になってくるのかなと思いますが、一応今のところはそういう形だということでございます。</p> <p>それから資料1-2の裏の部分になりますが、こちらの負担率の部分になってくるかと思えます。先ほど木下委員からも受益者負担になるのではないかという部分で、各所からご意見あるかと思えますが、一つ見方としては平成25年度の保護者負担額の割合、24%というところを一つ基準としながら、これからを見ていきたいなということです。そうなりますと国の基準に合わせていくと、大体80%になるということです。実質的には負担額が上がっていくわけですが、負担した部分、もしくはそれ以外で子ども・子育て支援の充実を図っていく。つまり新制度における、いわゆる施設型給付以外の部分を充実させていきたいという市の意向かと思えます。</p> <p>一応この一つ目の議案についてはここまでということにさせていただきたいなと思います。今回の議事を大きく分けると、6個あるうちの一つ目の半分が終わった時点ではほぼ1時間ということですので、これからどう進んでいくのか、ちょっと絶望的な思いもしますが、中身についてはやはり皆さん方の意見を十分図りながら進めていきたいと思えますので、あまり走らずに進めていきたいと思えます。</p> <p>続きまして、次は、資料2の部分ですね。学童保育の利用者負担について、ご説明の方、よろしく願いいたします。</p>
事務局 島本課長	それでは、資料2をご覧ください。子ども・子育て支援新制度におけます利用者負担についての案になります。まず本市におけます利用者負担、見直しについ

てです。会費決定の基本的な考え方ということで、利用者負担額は学童保育の総事業費の50%を負担するとした国の考え方を基本とし、本市の会費の見直しを行いたいと考えております。次に見直し案ですが、待機児童の解消や、また平成27年度から実施をしていきます児童の集団規模の適正化、教室の分割ということになりますが、また時間の延長、そういったことに伴います経費について、会費の方に反映をさせたいということです。なお実際の会費の積算にあたっては、時間延長によります人件費とか、今後の利用児童数などを参考として、会費の基準額を設定したいということです。

そこで次、3番になります。会費改定に伴う課題というところでございます。児童の集団規模の適正化については、先ほども申し上げましたように、27年度から年次的に実施していくことを予定しておりますが、実際27年度以降のこの分割によります経費について、今回この会費改定分に含めて、利用者に負担を求めていくことにつきましては、利用者の理解が得られない、納得が得られないのではないかと課題として挙げさせてもらっています。そこで4、最後の今後の方向性というところで、会費については今後、計画的に児童の集団規模の適正化を図っていきますことから、学童保育室の分割、適正化の整備が終わった段階におきまして、そこで見直しを行うこととし、今回の利用者負担については延長部分、今18時までになっていますが、19時までの時間延長分のみを改正を行うこととしていきたいと考えております。なお、分割完了後の改定については、今回の積算方法ということで、これをもって進めていきたいと考えております。

次ページをご覧くださいませでしょうか。会費見直しの基本的な考え方ということで、その下、学童保育の総事業費、掛ける、先ほど申し上げました利用者負担が50%、割ること、これは児童数になりますが、それを12か月で割ることにより月額会費が出てまいりますので、この考え方を基本にしたい。それから会費の見直し案ということで、下に表が二つほどございますが、左側が現状の会費になっております。右側になりますのが集団規模の適正化完了以降の基準額ということで、これにつきましては、細かい計算については今回、お示しさせていただきませんが、これまでの学童保育の総事業費の伸びであったりとか、あるいはそれに伴います、今後見込まれる入室児童数ですとか、あるいは下表になりますが、それぞれの区分に応じた時間の按分などによりまして積算した形がこの月曜から金曜の通常分でしたら5,900円、月曜から土曜の通常分として7,100円、延長として月曜から金曜の延長までとして8,900円、月曜から土曜の延長分としての10,600円という形で積算しております。実際には先ほど申し上げましたように、教室の分割が終了した時点ということになりますので、こういった考えを基本に料金改定を行ってまいりたいと考えております。

続きましてその下になります、案としまして時間延長によります人件費からの会費1時間延長分の算出ということでございます。これにつきましても、今回人件費として19,646,640円というものが出ておりますが、これは任期付指導員と臨時職員それぞれ1名、時間外、最後まで残りますので、その時間延長した場合の経費になります。そこに利用者負担率50%を掛けまして、今回実施をしました

	<p>学童保育のニーズ調査の結果から時間延長として希望されておられます比率というものが、実は41.2%になります。その41.2%を使いまして、27年度の入室予定数というものを1,809人と見込んでおり、それに掛けることによって予想の延長児童数として745人と積算しております。先ほどの人件費、1,900万円割る745人ということで、年額13,185割る12か月、月額1,098円として、これを整理して、月曜から金曜については月額1,000円アップ、月曜から土曜については1,200円アップという形にしております。このことから下表になりますが、現在の月曜から金曜の延長、5時から6時の7,000円が改定案として1,000円プラスをしまして8,000円。また月曜から土曜日の延長分について8,400円が1,200円プラスさせていただいて9,600円という形になります。簡単ですが説明は以上です。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。資料2について、学童保育の利用者負担についての考え方、具体的な費用について説明いただきました。皆さん方からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
城谷委員	<p>今現在の、この学童保育に支出されている市の予算がどれぐらいあるのかということ、ちょっと教えていただきたいのと、民間の茨木市より認可されている学童が2か所、今茨木にあります、その補助金、現在60万ということですので、それを学童に使っている費用との比較をしていただいて、それが妥当なのかどうかということをご検討いただければありがたいと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。</p>
城谷委員	<p>それから、支出額が今、出るならば教えていただきたいと思います。</p>
福田会長	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
事務局 島本課長	<p>予算としましては約3,300万になります。今委員がおっしゃった、民間の方の60万との比較ということですが、これについては引き続き、その取り扱いについて検討はしていきたいと考えます。</p>
城谷委員	<p>その3,300万というのは人件費ということですか。</p>
事務局 島本課長	<p>ごめんなさい。3,300万ではなくて、3億3,000万です。一桁間違えていました。</p>
城谷委員	<p>それからその人数を割り出していただいたときに、同じように茨木市の認可の学童ですので、それと比較したときにどうなのかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。他いかがでしょうか。</p>
平田委員	<p>すいません。ちょっと親の立場になって、今ふと思ったのですが、19時まで延長されるということで、助かる方もいらっしゃるのですが、例えば18時でオーケーの親御さんがいたとします。そうするとこれでは金額が上がってしまいますよね。「私のところは18時で良いので、前の金額で・・・。」そういった方も出てきます。</p>
福田会長	<p>今のご意見は、16時というか、18時ということですよ。</p>
平田委員	<p>時間延長されたために、自分たちの負担が大きくなるのですよね。</p>

福田会長	いかがでしょうか。
事務局 島本課長	今おっしゃいましたように、確かにそういった、今の時間も18時までの方もいらっしゃるから、「19時まで延びたけど、私は18時まででいい」という方もいらっしゃるかもしれませんが。そういったことも実際検討しました。しかし、市としても人件費だけではありませんが、それに伴ういろいろな経費もありますし、そういったことも踏まえた中で、やはりすべての方に同じようにまかなっていただきたいということで、今回こういう形でお示しさせていただきました。
平田委員	それでしたら、やはり18時以降に残るご家庭の数をチェックするべきではなかったのですか。それによって試算をしないことには。確かに光熱費とか人件費は掛かります。ですが、人件費につきましては、そのまま全員が19時まで残るわけではないので、子どもさんが減ると人件費は減りますでしょう。考え方は、保育所と一緒です。保育所の延長保育と同じです。保育所でも時間が長かったら料金はたくさん掛かりますが、時間が短かったら保育料は低いですね。その代わり子どもに合わせて職員の数も減っていきます。だからそういうところも、数字的に検討されたのかなと思うのです。
福田会長	事務局、いかがでしょうか。職員の配置としまして、18時まで、それから19時までで、段階的に減っていくというのがもともとの想定なのでしょうか。それともそうではないという部分があるのでしょうか。それによっても変わってくるのかなと思います。
事務局 島本課長	この配置の基準というか、配置については、実際には1時間の延長分、その分だけで積算をしている形になります。先ほども説明させていただきましたように、希望されていますニーズ調査の数字も見えていますので、その上での積算という形になります。
福田会長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
木下委員	先ほどの質問にかぶるのですが、3億3,000万の総事業費の内訳を次回までの機会が結構なので、要は何にお金が掛かっているのか、人件費なのか、設備費なのか、それとも維持費なのか。それは本当に今のままが適切なお金の掛け方なのか、ちょっとここからは見えないので整理していただきたい。
福田会長	事務局、お願いします。ありがとうございました。以上、資料2で、利用者負担についてこういう形でやっていきたいというところがございます。大切な課題でございますので、引き続き事務局の方で検討していただくということで、今回はここで締めさせていただきますと思います。今のところでやっとな、今回の議案の(1)が終わったというところになります。引き続きやっていきましょう。 次は保育の必要性の認定基準について、資料3について事務局の方から説明をよろしく願いいたします。
事務局 吉田課長代理	それでは保育の必要性の認定基準ということでご説明させていただきます。新制度におきましては、市が保護者の申請を受け、客観的基準に基づきまして保育の必要性を認定し、保護者は認定を受けた後に施設や事業を利用できる。申し訳ございません。資料は、当日差し替えをしておりますので、今日お配りさせてい

	ただいた資料の方をご覧ください。
福田会長	資料3、これも差し替えということになりますでしょうか。
事務局 吉田課長代理	そうです。申し訳ございません。資料3、差し替えの方をご覧ください。
福田会長	事務局にお願いがあります。時間もございますので手短にご説明の方、よろしくお願いいたします。
事務局 吉田課長代理	<p>了解いたしました。それでは保育の必要性の認定にあたりましては、2番の保育の必要性の事由、3の保育必要量の区分、4の優先利用について、基準をそれぞれ設けまして、保育の必要性があると認定された者につきまして、家庭の状況等に応じて保育必要量の認定や、優先利用の判断を行い、各施設、事業の利用につなげてまいります。客観的事例につきまして、順次説明いたします。</p> <p>まず、事由につきまして、子ども・子育て支援制度における保育の必要性の事由につきましては、現行の児童福祉法施行令で規定されております保育に欠ける事由と比較いたしますと、求職活動、就学等の項目が追加されております。ただし現在、本市における運用としましては、茨木市の保育所における保育に関する条例および施行規則等におきまして、新制度における保育の必要性の事由をすべて満たしている状況でございます。したがって、新制度移行後に大きな変更点はないものと考えております。</p> <p>裏面の方にいきまして、3番の区分についてですが、新制度におきましては、フルタイムの就労を想定しました保育標準時間、主にパートの就労を想定しました保育短時間の二つの区分に設定されます。なおそれぞれの就労の下限時間といたしまして、保育標準時間につきましては1か月あたり120時間、保育短時間では現行通り64時間にしたいと考えております。4番の優先利用についてですが、本市におきましては、入所選考にあたりまして、ひとり親家庭、生活保護世帯、育児休業明け等の世帯に対して加点項目を設けるなどの取り扱いを行うことにより、保育所の優先利用を可能としている状況でございます。今回、国が示しました優先利用と、本市における優先的利用の取り扱いにつきましては、ほぼ同様の状況となっております。以上で説明を終わります。</p>
福田会長	事務局、ありがとうございます。急いでお願いしましたので、実は現行と新制度でほぼ変わりが無いと考えていいかと思っておりますので、一応ここで確認させていただきたいところだと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。ご意見をいただければと思います。
木下委員	1点だけ。新制度の方で保育の必要性のところ、虐待、DVの恐れがあるというところが項目として入っているのですが、このあたりについてどういう判断基準を持たれるのかなということが疑問としてあります。この制度の中でそういった判断基準を持つのか、それとも別の枠の中でそれを、保育所等の連携をもとに判断されて、保育の必要性と判断されるのかというところを、お題目だけにならないでほしいなということが素朴な意見です。
福田会長	ありがとうございます。4ですね。裏でいいですと、それもすでに実施してお

	られるということですが、どういった形で運用されているのか、ご説明いただければと思います。よろしくお願いします。
事務局 吉田課長代理	茨木市におきましては、吹田の子ども家庭センターであるとか、子育て支援課等との連携を含め、その判断につきましては、実際保育が必要かどうかを判断しております。いろいろ連携を持って実際に行っているところでございます。
福田会長	敷知委員、どうぞ。
敷知委員	実際に該当者は茨木市ではいるのでしょうか。
福田会長	事務局、お願いします。
事務局 吉田課長代理	人数までは把握はしておりませんが、実際、おられる状況でございます。
福田会長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは資料3については、そのような形で進めてください。これまでと大きく変わらないというところかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは次の3の量の見込みについて、事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局 東井課長代理	<p>前回の会議で量の見込みで二つ宿題となっております。3号認定と病児・病後児保育事業についてでございます。こちらの方も事前に配布している資料4ですが、一部修正があり、本日資料4差し替えという形でお配りさせていただいております。右上に資料4（差し替え）という資料をご覧いただきたいと思っております。まず4-4の3号認定でございますが、前回、①～④までお話をさせていただきました。③の量の見込みの算出方法で、推定児童数掛ける利用意向率で量の見込みを算出するというので、お示しをさせていただきました。0歳児の子どもがそのままの数字でいきますと、育児休業を取得した方もこの割合の中に入りますので、それを考慮する方法を国が現在検討しているということで、国から示された後に、本市の量の見込みをご報告させていただくということで、前回、説明させていただいておりました。国からの事務連絡で先月、7月10日付で算出方法が示されましたので、その点だけご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、推定児童数掛けるアの利用意向率、ここの算出方法で求めた量の見込みについては、1歳、2歳はこの推定児童数と利用意向率を掛けて、量の見込みを求めるということになります。ただ0歳児のみ、この方法で算出した利用意向率を、二重囲みの下記の割合で補正をし、求めていくということになります。まず二重囲みの(A)ですが、その上の(ア)の利用意向率に、現在の育児休業取得割合を乗じます。この割合は、調査票の問12の全国平均を用いてはじき出すこととなります。次に(B)ですが、(A)で求めた割合に、1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したい割合を乗じます。その割合は調査票の問21と問21の1～4の全国平均値を用います。一方、(C)ですが、その上の(ア)の利用意向率に1歳超の育児休業取得割合を乗じます。この割合は国の方で平成24年度に実施しました雇用均等基本調査の全国平均値を用いて求めていくこととなります。補正後の利用意向率として、このBとCの割合を足し合わせ、2で除します。これを年間の平均的な利用意向率として、上記の0歳の推定児童</p>

数に乗じていくこととなります。これらの算出方法に基づき出された量の見込みが⑤の量の見込みの(イ)、③の方法に基づき0歳児のみ、育児休業の取得状況を考慮し、算出した保育量となります。平成26年度実績で0歳が437人、1～2歳が1,763人に対し、平成27年度の見込みは0歳が660人、1～2歳が2,149人、平成31年度見込みで0歳が618人、1～2歳が2,019人ということになります。

続いて裏面をめぐっていただき、5-6です。病児・病後児保育事業でございます。⑤の量の見込みをご覧いただきたいと思います。前回の会議で(ア)の③の方法に基づいて算出した保育量の見込みをお示しさせていただきました。しかしながら実績と見込みの数字が大きくかい離しており、このかい離している原因が病児・病後児保育を利用するとの意向日数の中に保護者が休んで対応可能な日数も含まれ、真に施設を利用する日数ではないため、日数が過多に算出され、見込み量が高くなっていると考えられることから、事務局といたしましては、この見込み量が現実的な数字とは考えにくく、再度算出方法について検討し、本日の会議でお示しするとお伝えしておりました。

検討した結果、事務局といたしましては、過去の利用実績から判断する方が適切であると考え、(イ)の過去の利用実績を基に試算した保育量を量の見込みとさせていただきますと考えております。算出方法につきましては、下記に示しております。まず①として平成25年度の病児・病後児保育の登録者数に占める利用割合を算出いたします。平成25年度の利用者数239人を、登録者数912人で除して求めた0.262を利用割合といたします。次に②ですが、(ア)で求めた量の見込み①で算出した利用割合を乗じることで、保育量を算出いたします。そこにも明記しておりますが、(ア)の平成27年度の見込み、11,192人に利用割合の0.262を乗じて求め、2,932を平成27年度の見込みといたします。これらの算出方法に基づき出された量の見込みが、(イ)過去の利用割合をもとに試算した保育量となり、平成25年度実績762人に対し、平成27年度の見込み2,932人、平成31年度見込みが2,698人という見込み量になります。以上でございます。

福田会長

ありがとうございました。4-4の3号認定と5-6の病児・病後児保育事業の量の見込みについてご説明いただきました。委員の皆さんのご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

木下委員

出された数字は統計学の話なので、僕らも統計学を知っているわけではないので、どうこうという話ではないのですが、1点だけ、病児保育の件についてです。実利用者数が239人と出ています。最後のところですね。これは稼働率的にいうとどれぐらいなのか。要は病児保育を受け入れる側の稼働率としては何%ぐらいなのか。経験値としてあるのはインフルエンザがはやる時期、そうでない時期とで多分差が非常に大きく、インフルエンザがはやるとき、A型かB型かによって「今、うちにはA型の子だったら預けられますけど、他は駄目です」と言って断られた人は、多分利用実数には入っていないと思うのです。利用実数、イコール、それは利用したい人が利用した人数ではないという認識を、私は実際の利用者として持っています。この数字を実際のニーズとするには、もうひとひねり欲しいなということが正直な感想です。

福田会長	<p>ありがとうございます。難しいところですが、そこをどうこの数字に入れ込んでいくのかというのは、すごく難しいなと私も思っております。具体的には過去の利用実績をもとに試算しておりますが、来年度の見込みで、それでもどうでしょうか。実質 27 年度の利用がこれだけあるのかなというところが、難しい数字になっているのが現状かなと思います。</p>
木下委員	<p>この考え方そのものが本当にこれで適切なのかなということが正直よく分からなくて。</p>
福田会長	<p>そうですね。</p>
木下委員	<p>要は利用人数、実際にインフルエンザだってドーンと、みんながみんな 1 か所に集まって、もう入れないからそれは使えませんね、という話になる。暇なときはスカスカなわけですが。みんな元気でスカスカなところはいいんですが、そのあたりの考え方として、単純にこの決め方でいいのかなというのが、正直よく分からないのです。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。そこらあたり本当に難しいところだと思いますね。本当に小児科で何時間も待たされるというときもあれば、いつでも対応できるときもあったりと、本当に利用をどう見込んでいくのかということは難しいところだろうと思っております。去年からずっとこの病児・病後児保育はどうあるべきかなというところに、ご関心をお持ちだと思いますし、この会議でも何度も検討してきているわけですが、これは実は結構ありがたいことで、地域によっては事業がないところが結構あります。みますと茨木市は割と資源がありますので、具体的に使いにくいということも言うことができるわけですね。それは具体的にどうしていくと利用できるようになるのか。それから今、木下委員から貴重な意見があったと思うのですが、事業者側としてはどうなのかというところですよ。事業者もまあまあ、しっかりと一定の収益とまでは言いませんが、回していかなくはいけないという部分があるでしょうから、そこを見込んだときにどういう制度設計というものが適当なのかというところを、もう 1 歩踏み込んで検討していくということが、実は量の見込みというところではなくて、この制度にとっては必要のところなのかなというところで、これについては、茨木市は多分できるだろうと思います。その検討が、事業者がありますし、利用の見込みもあります。ましてや木下委員のように具体的に使って、やっぱり使えなかったというところですね。ここでも十分検討して、もしくは研究していくと、この病児・病後児保育はどうあるべきなのかなというところについて、もう少し前向きな答えが見いだせるのではないかと、私としては思っております。</p> <p>ただ、この会議の中では、一応、量の見込みというものを出していく必要がございますので、使いたかったけれどもなかなか使えなかった人の数というものを把握することが難しく、この会議としましてはこの数字でいかせていただければと。多分私の感覚としてはまだまだ多いような気がしますけれども、いかせていただくとして、われわれとしては、この会議としましては使えなかった部分というものがきっとあるのだという部分も含めて、これから病児・病後児保育の検討を進めていくということの一つ確認させていただき、事務局の方でもぜひその把</p>

握ということをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

実は病児・病後児保育については以上のような形になりますが、もう1枚めくって表に戻りますと、3号認定についてです。こちらの方はよろしいでしょうか。

実は後先になって、今気付いたのですが、先ほどわれわれが検討しました資料1-2に、すでにこの数字があてこまれていまして、こういう形でというところを整理していただき、こちらも、もともとですと、現在で400人ぐらいのものが1,100人になるだろうということも、なかなか現実離れた数字かなというところからすると、来年度で660というところというのは、今よりも増えるだろう部分でいくと現実的な数字により近づいているのかなと、私としては考えました。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこの量の見込みについては、ここまでとしたいと思います。それでは続きまして、市立幼稚園のあり方について、資料5についてご説明いただきたいと思います。事務局よろしくお願いたします。

事務局
西川参事

それでは市立幼稚園のあり方につきまして、説明をさせていただきたいと思えます。

当日資料としまして、あり方検討委員会の報告書を配付しておりますので、よろしくお願いたします。市立幼稚園のあり方につきましては、平成22年度に市立幼稚園が抱える就園児童の減少や、要介護児や支援を要する児童の増加など、さまざまな課題について分析、研究を行い、今後の市立幼稚園のあり方を模索するために平成22年度に、茨木市立幼稚園のあり方庁内検討委員会を設置して、検討を行ってまいりました。

しかしながら、平成24年度に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から認定こども園、幼稚園、保育所等への財政支援の仕組みが一本化されるなど、市立幼稚園を取り巻く環境が大きく変わるなど、本市もこれらに対応するため、保育所と幼稚園の管理を一つにするなど、機構改革を行いまして、市立幼稚園のあり方庁内検討委員会におきましても、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえた市立幼稚園のあり方について検討し、新制度後のあり方についてまとめました。そのまとめたものが本日お配りしております「茨木市立幼稚園のあり方について」でございます。それでは資料に沿って説明いたします。

資料5の市立幼稚園のあり方について(案)をご覧いただきたいと思えます。本市といたしましては、新制度後の市立幼稚園のあり方につきまして、今後の方向性を定めて推進してまいりたいと考えております。よって、本日お配りしております茨木市立幼稚園のあり方庁内検討委員会の報告および子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえた基本方針を策定したいと考えております。報告の7ページをご覧いただきたいと思えます。7ページの真ん中、(3)のところでございます。新制度を踏まえた市立幼稚園のあり方というところでございます。これが庁内あり方検討委員会での結論の部分でございます。

一段目でございますが、これからの市立幼稚園のあり方としては、本市における幼児期の学校教育の中心的な役割を担うとともに、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供の推進と併せて、待機

児童の解消を図っていかなければならないと結論付けております。この新制度の幼児期における質の高い学校教育、保育の総合的な提供においては、親の就労に関わらず利用できる幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ認定こども園の普及が求められておりました、合わせて待機児童の解消についても地域のニーズを踏まえ、認定こども園や保育所を計画的に整備するとともに、小規模保育等の地域型保育と組み合わせ、連携を図りながら進めるように求められています。よって、これらを推進するために市立幼稚園の認定こども園化について、待機児童解消策と併せて検討を行い、茨木市次世代育成支援行動計画第3期に位置付けるとともに、幼児期の学校教育のあり方や、保幼小連携については茨木っ子ジャンプアッププラン、保幼小中連携を推進する事業において推進を図るものとするとしております。なお、市立幼稚園の認定こども園化については、本市の幼稚園が公私連携との協調をもとに発展してきた経緯や、私立幼稚園が本市の幼稚園教育の振興に貢献してきたこれまでの実績を踏まえる必要があるとまとめております。

それでは、これらを踏まえた基本方針(案)についてご説明したいと思います。資料5の方に戻っていただきたいと思っております。基本方針としましては、黒四角のところがございます。市立幼稚園の認定こども園化について、総合的かつ計画的に推進するとしております。目的につきましては、先ほども申しましたが、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ新しい幼保連携型認定こども園や保育所機能を備えた幼稚園型認定こども園に移行することで、保護者の就労に関わらず、すべての子どもが質の高い幼児期の学校教育、保育を一体的に享受できる環境を整備するものとする、としております。

2番の対応につきまして、認定こども園の移行については、まず幼稚園型認定こども園へ移行し、幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、幼保連携型認定こども園に求められる環境の検証および整備を図り、環境が整い次第、順次移行するものとする、としております。

3番の実施のところがございますが、実施は第3期の行動計画のもと行うとしております。ここで括弧書きの中でございますけれども、1号認定児童としておりますが、申し訳ございません、1号および2号認定となっておりますので、訂正の方よろしくお願いいたします。ただし、3歳児および0～2歳児の受け入れや、市立幼稚園の認定こども園化、幼稚園の適正配置等については、将来の需給状況等も十分勘案し実施するものとするとしております。

また、これまで本市の幼稚園の学校教育の振興が、先ほどあり方の報告でもいたしましたでしたが、公私幼稚園の連携と協調により推進されてきたことを十分踏まえ、次世代育成支援行動計画に基づいて実施するものとしております。なお、この基本計画に基づいた実施方法等については、現在、確保方策と併せて検討をしておりますので、今後、あらためて示してまいりたいと考えております。説明については以上です。

福田会長	ありがとうございます。市立幼稚園のあり方について説明いただきました。ご意見のある方、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。
平田委員	すいません。先ほどちょっと市立幼稚園について意見を言わせてもらったので

	<p>すが、もう一度確認ですけれども、これはすでに進んでいるのですか。この移行に向けて。先ほども言いましたが、やはり私立幼稚園、それから私立保育園、それから公立、市の保育園、幼稚園などと一緒に検討しないと、こういうふうに公立を認定こども園にしますと、勝手にされても大変なことだと思うのです。費用、コストも。公立保育園の民営化についても、コストが3分の1で済むとおっしゃいましたよね、市の方、覚えておられますか。私、傍聴にいきましたが、何で公立保育所を民営化するかと議論されていたときに、確かあのときコストが3分の1で済むからとおっしゃったと思います。一つ確認したいのは公設公営でされるのですか。それとも公設民営でされるのですか。それによってまた変わると思うのです。</p>
事務局 西川参事	<p>現在、考えておりますのは公設公営で、今の市立幼稚園の施設を活用して実施したいと考えております。</p>
平田委員	<p>それでは無理です、はっきり言って。人材的にできないと思います。前回も言いましたように、玉島保育所と玉島幼稚園でされましたよね。あれをずっと保護者から聞いていましたが、ただ単に交流すればいいのではないのです。先ほど私も言いましたが、文科省が言っているように就学前教育をしないと、具体的に出ていますよね。国語指導してください、ひらがな読めるように、書き順も教えてください、それから算数、数字はもちろん、足し算、引き算まで幼稚園、保育園でやってから小学校に、と出ていますよね。私自身、やはり年長を担任したときに、幼稚園でも保育園でもやりましたけど、やはり大変です。椅子にも座れない子も。それで先ほども言っていたように、3歳児から順を追ってやっていかないと駄目なのです。年長になって、5歳児だからと急にやってもできません。私は4歳児でも大変でした。やはりそういうことを考えると、3歳児にはこういう内容、最終的に課題を成し遂げるんだ、ということをしてしないと駄目だと思うのです。まずはそこが大切だと思う。先生は現状でやれると事業者の方はおっしゃっていますが、現場では無理だと思っています。今さらこれをやって、2年後に間に合いますか。お母さんたちも今、心配しておられます。「えー、なんでこども園ができないの」と心配しておられます。だからそういうところで、前回も言いましたが、取り組まれるなら、もっと早めに準備しておくべきだったと思います。今のこの場に立っていると、それこそお金ばかり掛かって、成果は上がらないということになりかねないのではないかなと思います。</p> <p>ちょっときついですけれども、もう一度検討していただくのと、やはり私立幼稚園、保育園も交えて、まだスタートしていないと思いますので、話し合いをやっていただきたいと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。それでは続いて城谷委員どうぞ。</p>
城谷委員	<p>先般、連合会の方に、こちらの説明がちょうどありまして、それで幼稚園の方は、現在1か園の無認可の幼稚園を除いて、全幼稚園が今までどおりの幼稚園の形態で進んでいくということを打ち出して、将来どうか分かりませんが、それはやはり教育を中心にして、質の高い教育を進めていきたいという念願の元で、あえて待機児童ということはいろいろな形で協力していかなければならない問題だ</p>

けれども、しかしやはり保育園化していくということではなく、幼稚園という本質的な、本来の教育を中心に据えた、今のあり方を進んでいきたいということで、市の方から一応報告があったのですが、そんなことをされたら困るという状況で、現在検討中になっております。

民間の方が頑張って教育の方を保持していきたいと思っているのに、国の施策とは言いながらも、こども園に替えていくということに対して、それはおかしいなという意見は、幼稚園連合会の方では持っております。今そういう段階ですので、これが即、それではもう次のときにはこの方針に基づいて進んでいくということでは困ります。これは幼稚園連合会としての話し合いをもう少ししていただかなければならないと思います。「あゆみ」ができたときにも、そういういろいろな意味で予算のことを考えましたときに、鮎川の保育園を民営化しておきながら、なぜあんなところに作るのだということで、1億円もかけてそれをつくっているということにおいて、今こんなことを進めていけば、待機児童がどれだけになってくるのか、3、4、5がどれだけの人数になるのか、しっかりした数も出ていない状況の中で、こういう計画を出されるとやはりちょっと早計ではないかなと思いますし、私学の幼稚園というものが危うくなってくるということがいえますので、ぜひそのまま、まっすぐ進めていくということではなくて、十分ご検討いただいで進めていただきたいと思います。

福田会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今回、あり方については庁内検討委員会の方から出てきたというところ、われわれ委員としては、これは一つ行政側の論理なのではないかという部分がどうしてもあるのだらうと思うのです。これをたたきにしながら、先ほど平田委員からもありましたように、関係諸団体、機関等々と連携を取りながら、今後の方向性というものを考えていただきたいと思います。一つにはやはり待機児童の問題をどうしていくのかというところが大きくあると思います。また市立幼稚園はいわゆる私立の幼稚園と違いまして、やはり定員充足率の問題が大きくあると思うのです。これは実は私立の幼稚園も平均では84%程度ということでもありますけども、多分この辺の数字というのは、ある種数字のマジックみたいなのところがあるのだらうと思います。時間の関係もありますのでちょっと難しいところではありますが、定員充足率というものは要するに幼稚園と保育所では一概にはいえないのだというところは一つ確認しておきたいにしても、やはり市立の幼稚園の定員充足率、今年度6割ぐらいということで、やはり活用する方法というものが何かあるのではないかと、いうところはあるでしょう。ここをどうしていくのか。今回、一つ庁内で検討していただいたという部分を出発点としながら、引き続き検討していただきたい。また先ほど委員からも声がありましたように、やはり利用者の方からすると不安があると思いますので、そこをどう不安を払しょくしながら続けていくのか、もしくは方向性を出していくのかという部分について、十分丁寧な説明等々が必要になってくるのかなと思います。

またもう一つ、城谷委員からもありましたが、これまでの流れとといいますか、経緯というものがあると思いますので、そこを踏まえながら進めていかないと、

	<p>制度が変わるから大きく変えるのかということになってくると、拙速だという意見が出てくるということがきっとあると思います。そこらを勘案しながら進めていただければと思います。ここで何か議決をするというところではなくて、意見交換していくというところかと思いますが、市立幼稚園のあり方についてという部分についてはこれまでということにさせていただければと思います。</p> <p>続きまして各団体等との意見交換報告についてという部分になっていくかと思えます。資料6、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 東井課長代理</p>	<p>資料6を事前に配布させていただいております。この各種団体との意見交換会につきましては、今年の12月のアンケート調査、またこのこども育成支援会議の中で拾えない声をお聞きして、次の第3期計画に取りまとめていく参考にしたいという趣旨で開催をしました。5月から7月にかけて10団体、5小学校の児童とのヒアリングを実施しております。前回の会議でお渡ししております資料6、それから今回配布させていただいております資料6、どちらも右肩上に資料6と囲みをしてありますが、事前に配布しており、時間もあと数十分となっておりますので、簡単にご紹介させていただきたいと思えます。</p> <p>まずNPO法人茨木シニアカレッジとのヒアリングです。5月21日に実施いたしました。1ページにつきましては、この団体の概要等を載せておりますので、少しページをめくっていただきまして2ページになります。活動を行う上での課題についてということで、丸の2番目の3行目からですが、市の方は縦割り組織でよく似た活動を、単独で複数の課が行っているという状況で、そのため各種団体は事業一つひとつにプレゼンをして、事業が終わったら報告書を書いて、収支を出している。予算を一括で預かって、その中で子どもや高齢者に関連する事業を実施した方が、NPO、行政どちらも事業の幅も広がるし、効率も上がるのではないかと。またコストも下がるのではないかとという意見で、そのような仕組みを考えてほしいというご意見でした。その意見に関連いたしまして、その下の四角囲み、今後の活動に関する具体的な提案や問題等についてという中のご意見です。③ですが、すぐに着手できそうなことを提案するとすれば、いきいき交流広場や街かどデイハウスなどについて、加算事業として、例えば午後3時半から5時半は子どもと過ごす時間、スペース・場所を作って、子どもを含めた事業を行ってはどうか。それを有償ボランティアに担ってもらうなどはどうかというご意見でした。またその意見に関連しまして3ページの⑥、⑦ですが、行政の縦割り組織の予算組でいきいき交流広場の中に加算事業として子ども事業を入れるなら、高齢介護課との連携が必要になるので、資金問題も含めてそれはできるのかどうかというお話でした。</p> <p>また、一方では、おもちゃ作りや交流会なら実施できても、子どもを預かるとなるとかなりハードルが高くなり、条件が整わないと責任問題が発生する可能性があるため、リスクが非常に高いのではないかとご意見もございました。</p>
<p>古座岩委員</p>	<p>資料のことですが、資料は前もって配っていただいておりますので、それを読み上げられる時間ももったいないなと思えます。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございます。古座岩委員の方から資料は事前に配布されていますの</p>

で、中身についてのご説明は割愛できるのではないかというご意見がありました
がどうでしょう。委員の皆さん、そういった形でもよろしいですか。では、そう
いった形でいきたいと思いますが、ただ時間の都合を考えますと、なかなか十分
検討していくということは非常に難しいと思います。

実は前回も次にやりましょうといったのは、どういうことかといいますと、こ
の会議を進めていく大きな一つの柱は、国が言っていることに茨木市はどうして
いくのかというところで、われわれにはどうにも変えようがない部分が結構ある
わけですが、ここで提案されているものはかなり地域に密着した議論等々にな
ってきて、多分委員の皆さん方もかなりご意見がある部分だと思しますので、
少し時間を取って検討をした方が実のある議論になるのではないかと思います。

要するに次回にしっかりこの団体との意見交換についても議論といいますか、
われわれなりのディスカッションをしていきたいなと思います。今日配布してい
ただいている奥本委員からの提案につきましても、今日ご参加いただけていない
ですが、次回もし参加いただければ、より中身に入っていけるかと思いますので、
それも含めて次回、各種団体との意見交換の部分に時間を取らせていただければ
と思います。読んでくるということを前提に、ポイントをしばって意見交換をし
ていくという形で、このヒアリングについての中身を見ていくことにさせ
てもらってよろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは学童保育に関するニーズ調査についても、前回資料同様ですが、中身
についてどうこうというよりも、皆さん目を通してくださっているかと思いま
すので、これも次回、やっていければと思います。今回は、議案の6分の4まで一
応進めさせていただいたという形にしまして、これから今後の日程等々の説明が
ございますので、残り5分ぐらいはそちらの方に割かせていただければと思いま
す。そういうことでよろしいですか。ありがとうございます。それでは今後の予
定等、事務局からご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局
東井課長代理

次回の会議になるのですが、8月7日の木曜日、夜の6時30分から市役所南館
10階大会議室で開催の予定をしております。案件につきましては、先ほど福田会
長からご説明いただきましたように、本日積み残しとなっておりますヒアリング
の要点録と学童保育に関するニーズ調査についての報告とさせていただきます。
あと皆様のお手元に第9回茨木市こども育成支援会議の出欠票と、第11回～第
13回までの茨木市こども育成支援会議の日程調整回答書を配布させていただいて
おります。皆様のスケジュールを確認していただき、出席・欠席に丸バツを記入
していただき、本日の会議終了後、もしくは次回の会議、8月7日の木曜日まで
にファックスまたはメール、もしくは次回の会議当日にご提出をいただきたい
と思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

福田会長

はい、ありがとうございます。本日の案件は、以上ということにさせていた
だきたいと思います。

これもちまして、こども育成支援会議は終了とさせていただきます。本日も
長時間にわたりご協力いただきましてありがとうございます。次回もどうぞよ
ろしくお願いいたします。

